

教育委員会会議録

(定例会)

平成30年7月26日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | | |
|---|---------|--------|------------------|---------|--|
| 1 | 期 | 日 | 平成30年7月26日(木) | | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | | |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分 | | |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 | |
| | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 | |
| | | | 委 員 | 石 田 有 世 | |
| | | | 委 員 | 野 上 武 利 | |
| | | | 委 員 | 武 田 ちあき | |
| | | | 委 員 | 柳 田 美 幸 | |
| 5 | 議場 | に出席した者 | | | |
| | | | 副教育長 | 久保田 章 | |
| | | | 管理部長 | 矢 部 武 | |
| | | | 学校教育部長 | 平 沼 智 | |
| | | | 生涯学習部長 | 竹 居 秀 子 | |
| | | | 中央図書館長 | 波田野 育 男 | |
| | | | 学校教育部参事兼教育研究所長 | 千 葉 裕 | |
| | | | 生涯学習部参事兼生涯学習振興課長 | 柳 田 正 明 | |
| | | | 教育総務課長 | 高 木 泰 博 | |
| | | | 教育政策室長 | 野 津 吉 宏 | |
| | | | 特別支援教育室長 | 内 河 水穂子 | |
| | | | 中央図書館管理課長 | 酒 井 雅 之 | |
| | | | ひまわり特別支援学校長 | 村 瀬 修 一 | |
| | | | さくら草特別支援学校長 | 佐 藤 浩 市 | |
| 6 | 会議録署名委員 | | 野 上 武 利 | | |

7 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 5名いらっしゃいます。
- 細田教育長 本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可して
よろしいでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、傍聴を許可します。
本日の会議録の署名委員は、野上委員にお願いいたします。
本日は議事に入る前に、柳田様が6月28日付けで教育委員に任命
されてから、初めての教育委員会会議であることから、柳田委員より
一言御挨拶をいただきたく存じます。
- 柳田委員 6月28日付けで教育委員を拝命いたしました柳田美幸と申しま
す。私は、現在、浦和レッズレディースのコーチを務めております。
教育現場での経験はございませんが、スポーツを通して夢を持つ喜び
や、仲間と協力して目標に向かっていく楽しさ、そして最後まであき
らめない気持ちなどたくさんのご経験させていただきました。微
力ではございますが、このような経験をさいたま市の子どもたちに伝
えていければと思っております。
- 細田教育長 柳田委員、どうぞよろしくお願ひいたします。
それでは議事を進めさせていただきます。
本日の議案第56号は人事に係る案件、報告第8号は国から公表時
期に関して要請があり、市情報公開条例第7条第6号に規定する不開
示情報に該当する案件であることから非公開とすることをお諮りし
たいと思っておりますが、委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し
上げた議案は非公開といたします。
本日の会議の順番ですが、公開であります議案第54号、55号、
57号、53号、非公開議案であります報告第8号、議案第56号の
順に審議を行うことといたします。

- 議案第54号 さいたま市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第55号 さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について

細田教育長 それでは、議案第54号、55号につきましては関連がありますので、事務局から続けて説明をお願いします。

管理課長 議案書の3ページから12ページをお願いします。議案第54号「さいたま市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。

平成31年5月7日から大宮図書館の管理を指定管理者に行わせるため、平成31年4月1日付けで桜木図書館を所管する拠点図書館を大宮西部図書館に変更すること、及び大宮図書館の文化施設の予約についてさいたま市公共施設予約システムを使用することに伴い、さいたま市図書館条例施行規則の一部を改正するものです。

それでは、改正内容につきまして説明させていただきます。

議案書の4ページからが改正内容の新旧対照表でございます。

改正理由は2つあります。現在、地区館である桜木図書館は大宮図書館の所管となっておりますが、平成31年に大宮図書館が指定管理者による管理となるため、桜木図書館の管理を大宮西部図書館へ変更するための改正でございます。具体的な改正箇所は議案書の7ページを御覧ください。規則の別表を改正するものです。なお、この別表部分の改正につきましては、平成31年4月1日施行となります。次に二つ目の改正理由について説明いたします。平成31年5月7日に移転開館いたします大宮図書館には、一般に広く開放する文化施設を備えております。この文化施設の予約について、さいたま市公共施設予約システムを用いて予約することとするため所要の改正を行うものです。文化施設の設置につきましては、平成31年5月7日施行のさいたま市図書館条例において規定しておりまして、今回はその予約手続について規則で定めるものです。施行期日は条例と同日の平成31年5月7日です。大宮図書館の文化施設は学習支援室、研究席、研修室、展示スペースの4つがあり、このうち、予約システムを利用する施設は研究席、研修室、展示スペースの3つです。

続きまして、改正箇所を議案書の4ページから順に御説明いたします。説明は表の左側、改正後の内容を元にお話しいたします。

第5条第2項ですが、こちらは文化施設の予約とは直接関係はありませんが、施行期日が同日であるため、指定管理者の導入に際して必要な改正を盛り込んだものです。条文中、「拠点図書館に次の係を置

く」とありますが、これに「指定管理者を除く」という規定を追加いたします。これは、元々市の組織を規定したものですので、指定管理者が管理する図書館には不要という理由からです。次に第13条ですが、文化施設の利用手続の条文に今回の大宮図書館の文化施設の利用手続を追加いたしました。なお、これまで表形式で示しておりましたが、他の規則等も参考に条文形式に改めております。第13条の内容について順に説明いたします。第1項においては利用申請について、第2項においては学習支援室の利用手続について記載してあります。学習支援室は他の施設と利用手続が異なるためこのように別に規定してあります。第3項においては利用変更について、第4項においては申請期間について記載してあります。第5項においては利用者の申請に対する許可について記載してあります。次に、第14条についてですが、こちらは利用料金の納付方法等について追加した条文です。次に第15条についてですが、図書館条例において、指定管理者が条例に定める範囲内で利用料金を変更できる旨を規定しておりまして、その変更手続について追加したものです。次に第16条についてですが、減免の規定の中の「使用料」を「利用料金」に改めたものです。次に第17条についてですが、こちらは今回の改正理由とは直接関係ありませんが、条例では個人のみを指す場合には漢字の「者」、個人以外の団体も含まれる場合には平仮名の「もの」を使用し使い分けをしておりますので、これを機に修正したものです。次に第18条、第19条についてですが、規則の中の「指定管理者」、「利用料金」などの言葉の読替規定を追加したものです。これは何らかの理由で指定管理者が欠けた場合に規則を改正することなく、この読替規定で教育委員会が規則に定める事項を行えるようにするものです。一般に条例や他規則においても用いられている規定です。最後に様式についてですが、文化施設の利用申請書、利用許可書、減免申請書について規則に定めることとしたため追加したものです。

さいたま市図書館条例施行規則の改正につきましては以上となりますが、大宮図書館の文化施設の予約について簡単に説明いたします。

生涯学習振興課が説明いたします議案第55号の規則改正の内容にもかかわる部分でございます。予約システムで予約ができる大宮図書館の文化施設は研究席、研修室、展示スペースです。研究席は個人利用のみ、研修室、展示スペースは個人・団体ともに利用できます。研究席は利用の3ヵ月前から予約システムにより先着で予約ができます。研修室、展示スペースは、それぞれ利用の3ヵ月前、6ヵ月前に抽選の申込が行えます。予約につきましては、市内の方の利用を優先するため市外の方は抽選に申し込めないなどの設定をしております。

す。施設予約システムを導入している他施設も同様の設定をしております。なお、団体については、条例で市外の団体の利用を規定しておりませんので全て市内扱いになります。

説明は以上でございます。

生涯学習振興課
長

続きます。議案第55号「さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則について」御説明させていただきます。

さいたま市公共施設予約システムとは、インターネットを通じて公共施設の予約申込みや空き状況の照会ができるシステムでございます。

議案書の新旧対照表を御覧ください。議案第54号での説明のとおり、平成31年5月7日に移転する大宮図書館の文化施設の一部について、さいたま市公共施設予約システムで予約を行うため、第3条対象施設として大宮図書館を加えました。次に15ページを御覧ください。同様に大宮図書館の対象の文化施設を利用する場合の抽選・予約期間について追加したものです。表が分かりづらいことから参考として、18ページに改正前を、19ページに改正後を掲載しました。

なお、抽選申込が利用の6ヵ月前であることから、施行期日は、平成30年11月1日です。

以上でございます。

武田委員

抽選・予約期間の記載内容についてお尋ねいたします。研究席の「抽選による申込みなし」と、研修室や展示スペースの「抽選による申込みなし」は、同じ言葉で表現されておりますが、その意味合いが異なるかと思われますので、実際に利用される方が誤解しないような表記にさせていただいたほうが良いのではないのでしょうか。

管理課長

誤解を招くような表現となっている点についてお詫び申し上げます。議案第55号の別紙に記載されている「抽選による申込みなし」という文言については、市長部局とも統一された表記であることから修正は困難な状況です。

なお、委員からの御指摘を踏まえ、利用者が誤解しないよう、パンフレットなどの記載内容について十分注意してまいります。

大谷委員

他の政令市の図書館における指定管理者の指定状況及び、図書館において指定管理者を導入するメリットを確認させてください。

中央図書館長

他の政令市の状況についてですが、各政令市の一部の図書館に導入

されている状況と認識しております。また、指定管理者の導入によるメリットについてですが、事業者のノウハウを生かしたサービスの提案など、これまでの図書館とは違った新たな図書館が出来るものと期待しております。

大谷委員 市民サービスの向上を第一に取り組むようお願いします。

細田教育長 メリットだけではなく、デメリットについても踏まえながら慎重に進める必要があるということを申し添えさせていただきます。

細田教育長 それでは、議案第54号、55号につきましては、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第57号 平成31年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について

細田教育長 それでは再開します。続きまして、議案第57号につきまして、事務局から説明をお願いします。

特別支援教育室 議案第57号「平成31年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について」御説明いたします。

はじめに、特別支援学校で使用する教科書につきまして御説明申し上げます。特別支援学校におきましては、いわゆる文部科学省検定済み教科書、文部科学省が著作権を有する著作教科書、児童生徒の実態に応じて教育課程を編成する場合に活用する学校教育法附則第9条に基づいた一般図書、この3種類を教科用図書として使用しております。本市の特別支援学校においては、文部科学省が著作権を有する著作教科書、そして一般図書の2種類を使用しております。学校教育法附則第9条に基づいた一般図書については、子どもの実態に応じた図書を活用する関係上、毎年度、学校ごとに採択することになり、今年度も委員の皆様には採択の御審議をお願いすることとなります。

市立各特別支援学校においては、6月から7月までの期間、校長を中心に教科書選定委員会において、学校の特色や児童生徒の実態に即

しながら綿密な調査・研究を実施し、平成31年度に使用を希望する教科用図書を選定しました。

次に、資料について御説明いたします。

資料1を御覧ください。採択して頂くための調査資料をひまわり特別支援学校、さくら草特別支援学校の順にとじてございます。学校ごとに、2ページと14ページに選定方針を示しました。続いて教科用図書一覧表、次に、それぞれの教科用図書の選定理由書を示しております。

続いて資料2についてですが、教科用図書採択に係る根拠法令、さいたま市立特別支援学校の教科用図書採択のスケジュール、そして文部科学省、埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会からの通知をまとめました。参考として御覧ください。

それでは、この後、学校ごとに資料の説明を致します。説明の順番については、ひまわり特別支援学校、さくら草特別支援学校の順でよろしいでしょうか。

細田教育長

はい、結構です。それでは、ひまわり特別支援学校長から説明をお願いします。

ひまわり特別支援学校長

まず本校の概略について説明させていただきます。

本校は児童生徒が52名おり、全員が肢体不自由と知的障害を併せ有しております。知的障害の程度についても県の類型が1から4まで分類しているところ、本校は3もしくは4のお子さんが通っております。

そのような本校の状況を踏まえ、教科用図書の選定におきましては、通常の授業で実施する内容より簡略化された文部科学省著作教科用図書と、子どもの障害の程度に応じた使用が可能な学校教育法附則第9条に基づいた一般図書から選定しております。

お手元の資料1の2ページを御覧ください。

本校の教科用図書の選定方針でございます。「1 特別支援学校学習指導要領、埼玉県特別支援教育教育課程編成要領等の趣旨を踏まえていること。」「2 本校の学校教育目標『かがやく子 ～今も未来も～ 明るい子（豊かな情操）元気な子（丈夫な体）学ぶ子（自ら取り組む意欲）』を達成するためには、生きてはたらく確かな学力が必要である。その定着のために、導入や題材、論の工夫がなされていること。」「3 市教育委員会通知「平成31年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」を踏まえ、小・中学部においてはさいたま市選定の小中学校用検定教科書を十分に考慮し、その上で児童生徒の実態に即し、文部科学省著作図書や学校教育法附則第9条

の規定による一般図書を選定すること。」「4 高等部教科用図書は、すべて学校教育法附則第9条の規定による図書として選定する。小・中学部と同様に、生徒の実態に即し、教育目標の達成上適切な図書として一般図書を選定すること。」「5 選定にあたっては、公正かつ適性の確保に万全を期すること。」これらの選定方針の下、教科書を選定いたしました。

それでは、選定した教科書について具体的に説明いたします。

資料の3ページには小学部において選定した教科書を記載しており、例えば図工の「さわってあそぼうふわふわあひる」という教科書は、子どもが実際に教科書を触って理解することが出来る作りになっております。4ページには中学部において選定した教科書を記載しており、例えば国語の「五味太郎・言葉図鑑(1) うごきのことば」という教科書は、物などの「動き」について言葉と絵で結び付けて学習することが出来る内容となっております。また、保健体育の「かがくのとも絵本 みんなうんち」という教科書は、排尿や摂食について指導が必要な本校の子どもにとって必要な内容が含まれております。5ページには高等部において選定した教科書を、6ページから12ページまでは各教科書の選定理由を記載しております。

説明は以上でございます。採択に向けて御審議をお願いします。

細田教育長

それでは、次にさくら草特別支援学校長から説明をお願いします。

さくら草特別支援学校長

お手元の資料1の14ページを御覧ください。

本校の教科用図書選定の経緯について説明させていただきます。

さいたま市教育委員会から「平成31年度使用教科用図書の採択にともなう調査研究結果の提出について」の通知を受けまして、教科用図書の選定に関する調査研究を行いました。

各教科における教科用図書の選定作業に際し、校長として資料に掲載させて頂いた以下の5点を選定方針として職員に周知し、「平成31年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」の通知に基づき、慎重な選定作業を進めました。

選定基準は5つございます。「1 特別支援学校学習指導要領、および埼玉県特別支援学校教育課程編成要領等の趣旨を踏まえていること。」「2 本校の学校教育目標「ノーマライゼーション社会において、もてる力を発揮し、共に生きる子どもを育てる」を達成するために、児童生徒一人ひとりの実態に沿い、個々の学習課題に基づく指導目標の達成に適した教科用図書であること。」「3 教科書の選定に伴うさいたま市教育委員会通知「平成31年度使用教科書の採択について」を踏まえ、小・中学部においてはさいたま市選定の小中学校用検

定教科書、及び文部科学省著作図書の採択を十分考慮すること。その上で児童生徒の実態に即し、学校教育法附則第9条の規定による図書として一般図書を選定すること。」「4 展示会を通して十分な調査を行い、比較検討をする。高等部用教科用図書は、すべて学校教育法附則第9条の規定による図書として選定する。小・中学部と同様に、生徒の実態に即し、教育目標の達成上適切な図書として一般図書を選定すること。」「5 選定にあたっては、公正かつ適性の確保に万全を期すること。」以上が選定基準でございます。

今年度6月から期間を定めて、教科用図書の内容について十分な調査、研究を行ってまいりました。その結果、本校として15ページから18ページの一覧表にある教科用図書を選定しました。

選定理由につきましては、19ページから30ページに掲載してございます。校長決裁により議案書のとおり提出させて頂いたところで。採択に向けて御審議をお願いします。

石田委員

新しく選定した教科書がどの程度あるのか確認させてください。

ひまわり特別支援学校長

小学部については11種、中学部については来年度から教科化される道徳を含めて3種、高等部においては6種の教科書を新しく選定いたしました。

さくら草特別支援学校長

本校では小学部で3種、中学部で3種、高等部では0種、全体の約7%が新しい教科書となっております。

野上委員

ひまわり特別支援学校において、児童のために、教科書選定や授業方法などで配慮している点について教えてください。

ひまわり特別支援学校長

本校の子どもは併せて肢体不自由も有しているため、刺激の出力や入力、コミュニケーション方法に工夫が必要となります。例えばスイッチ教材の活用のほか、今年度からは、子どもの視線に反応して文字入力などができるコンピュータを2台導入するなど、子どもの障害に応じた教育活動を進めているところでございます。

大谷委員

それぞれの学校の選定委員の構成を確認させていただきます。また、道徳の教科の具体的な活動内容について教えてください。

ひまわり特別支援学校長

それでは選定委員についてお答えいたします。まず、座長に主幹教諭、委員として副教務と各学部の各学年の教諭1名ずつで構成される教科用図書専門委員において教科書の調査研究が行われます。その

後、教科用図書専門委員から提出された報告書を、座長として校長、委員として教頭2名、主幹教諭、副教務、各学部の主任から構成される選定委員会において審議いたしました。

さくら草特別支援学校

本校の選定委員会の構成ですが、委員長として校長、副委員長を2名の教頭、そのほかに教務主任や各学部等の代表としてブロック長が委員となっております。

続いて、道徳の活動内容についてですが、例えば小学部においては道徳の教科書として「ノンタンとあそぼうよ（1）ノンタンぶらんこのせて」を選定しており、ルールや仲間との関わり方について子どもたちと考える時間にしたいと思っております。

細田教育長

それでは、まず、ひまわり特別支援学校の教科用図書の採択につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

続きまして、さくら草特別支援学校の教科用図書の採択につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第53号 平成30年度教育委員会の点検・評価報告書について

細田教育長

それでは再開します。続きまして、議案第53号につきまして、事務局から説明をお願いします。説明に際しては、ある程度のところで区切って、質疑の時間を設けたいと思います。

教育政策室長

議案第53号「平成30年度教育委員会の点検・評価報告書について」説明をさせていただきます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第5号及び26条の規定により、本日、議案として上程するものでございます。

なお、説明につきましては、時間の都合もございまして、事前に本案について御覧いただいた際に御指摘いただきました部分の修正のうち、主なものについてとさせていただきます。

それでは、別紙の点検評価報告書（案）及び点検評価報告書検討会後の修正箇所一覧を御覧ください。

初めに全体を通しての指摘事項として3つ説明させていただきます。

一つ目は、昨年度の点検評価委員の指摘をどのように反映したのかが見えにくいので、わかるようにしたほうがよいという御指摘がございましたので、各項目の「(2) 教育委員会の自己評価」において内容を追記いたしました。具体的には、29ページに「スクールアシスタント配置事業の充実」以下3事業、37ページに「国際教育・交流事業の推進」以下3事業、46ページに「子どもの生活習慣向上のためのキャンペーンの推進」以下3事業、52ページに「学校における安全教育の推進」以下2事業、68ページに「さいたま子ども短歌賞の推進」以下3事業について追記いたしました。

2つ目として、各事業の成果・課題について課題がみえにくく、課題とその改善に向けた方向性、方策を記載したほうがよいという御指摘がございましたので、各事業の成果・課題に適宜追記いたしました。具体的には28ページのICT教育における成果・課題において「児童生徒のICT活用を指導する教員のスキルに課題がある」などと追記したほか、38ページの子どもの生活習慣向上のためのキャンペーンの推進の成果・課題において「子どもの生活習慣の更なる向上には、保護者の理解を得ることが必要であることから、今後は生活習慣向上に向けた様々なアドバイスをいただける講師のリストを学校や市PTA協議会へ配布し、入学説明会等での活用を促進してまいります。」と修正いたしました。このほか、各事業の成果・課題においては、具体的な方策や方向性が分かるように追記いたしました。

最後に、数値・グラフの見せ方について工夫、検討したほうがよいという御指摘がございましたので、グラフや表を修正、削除いたしました。具体的には、35ページの市立高等学校「特色ある学校づくり」計画の推進における各学校の取組・成果を記載した表中の文章を修正しております。また、42ページのさいたまチャレンジスクールの推進におけるグラフの内容を修正いたしました。48ページの学校安全ネットワークの推進や55ページの親の学習事業の充実においては、グラフを削除し課題にその内容を追記いたしました。61ページの図書館事業の充実における、市民1人当たりの貸出数のデータを最新のものに修正いたしました。62ページの博物館・美術館事業の充実における企画展等来館者の推移について、人数の増加が分かるようなグラフに修正いたしました。

細田教育長

それではここで一旦、説明を区切りまして、質疑の時間を設けたい

と思いますが、委員の皆様、御意見御質問等ございませんでしょうか。
質問等無いようでございますので、引き続き事務局より説明をお願いいたします。

教育政策室長

それでは次に各事業で御指摘いただきました修正のうち、主なものを説明させていただきます。

初めに、4ページの教育長・教育委員の表について修正するとともに、平成29年度の教育委員の主な活動について平成28年度と同様に、教育委員の活動が具体的に分かるように記載したほうがよいと御指摘がございましたので、表中に「※」と「□」を追記し、表の下段に注釈として「※」は児童生徒への講話を実施した学校、「□」は給食をとりながら教職員との懇談を行った学校と追記いたしました。

次に10ページの本文中にある表やグラフについて、ページ等を注釈で入れたほうがよいと御指摘がございましたので、グラフ及び表を参照しているページ数を追記いたしました。また、学力向上ポートフォリオや市調査について、分析や活用の定着が図られていないので、今後の具体の方策や取組を記載したほうがよいと御指摘いただきましたので文言を修正いたしました。

次に17ページ、道徳教育の推進の成果・課題における市調査の質問項目「道徳の時間は楽しい」について、取り上げる質問項目として適切であるのかという御指摘がございましたので、市調査の質問項目を「相手の気持ちを考えながら話をしていますか」に変更させていただきました。

次に18ページ、子どもたちの体力向上に向けた施策の推進において「にぎなげプロジェクト」の目標と実施期間を記載したほうがよいとの御指摘をいただきましたので、成果・課題の部分に「全国平均を上回ることを目標に継続して実施するなど」と追記いたしました。

次に20ページ、心のサポート体制の充実の成果・課題について、子ども家庭総合センターを設置したことの成果、効果を大きく扱ったほうがよい、また、適応指導教室の成果を具体的に記載したほうがよいとの御指摘をいただきましたので、成果・課題の冒頭部分に「総合教育相談室が新たに開設され、各学校に配置・派遣しているスクールカウンセラー等に対する助言や指導、教育相談全般に関する情報収集や発信を行うことができました。また、総合教育相談室が子ども家庭総合センター内へ移転したことで、関係機関と連携した支援体制の強化を図ることができました。」と追記するとともに、21ページに「相談・指導を行った結果、84名は、別室登校ができるようになったり、適応指導教室への通室日数が週1回から週2回に増えたりといった状況の改善がみられました。さらに、22名は、表情が明るくなる等

の状態の好転がみられました。」と修正させていただきました。

次に23ページ、教員の資質能力の向上において、スクール・コンプライアンスについて注釈を付けたほうがよいとの御指摘をいただきましたので、文中に「※学校における法令と教職倫理の遵守」と追記いたしました。

次に40ページ、各学校での特色を活かした給食や、きめ細かな食育の推進において、自校方式給食について記載したほうが良いとの御指摘をいただきましたので、成果・課題の部分などに自校方式の給食について追記いたしました。

次に41ページ、スクールサポートネットワークの推進において、全国学力の学校質問紙調査について数値の見せ方に検討が必要との御指摘をいただきましたので、肯定的な回答も併せて記載いたしました。

最後に48ページ、学校における安全教育の推進において、インターナショナルセーフスクールである慈恩寺小学校の取組に関する記載がやや弱いとの御指摘をいただきましたので、成果・課題の部分で「また、インターナショナルセーフスクール認証校の慈恩寺小学校の取組の一つである校内「けがマップ」の作成について、小学校36校、中学校8校で取り組みました。」と修正させていただきました。

以上、主な修正箇所を説明させていただきましたが、説明した部分以外におきましても、数値の見せ方並びに具体的な記載の方法について留意しながら成果等が分かりやすく伝わるように努めてまいりました。

野上委員

40ページの学校給食の自校方式について、「恵まれた教育環境」と記載されていますが、教育委員会の報告書としてこの表現には違和感を覚えます。

武田委員

私が指摘し修正された箇所ですが、「恵まれた」という表現よりも、達成という観点で修正したほうがよいかもしれません。

細田教育長

食育の成果について、全国的に見ても稀有な質の高い自校方式という点に加え、地元の食材を活かした給食などの内容も盛り込みながら内容を修正させていただきたいと思えます。

武田委員

指摘事項について、きめ細かく修正していただきありがたく感じしておりますが、学校給食のことで一つ意見を申し上げさせていただきます。

昨年度の点検・評価報告書において、道徳教育は道徳の時間を要と

して、学校の教育活動の時間全体を通じて行うものであることから、給食の時間におけるマナーや言葉遣いなど集団生活の中での正しい言動を身に付けられるような指導を大切にしてほしいという指摘がございました。これは学校給食が道德教育にも活用できるという良い指摘だと感じています。そのほかにも、小学校の低学年ではグローバルスタディの授業時数は限られるため、学校給食の時間に英語を使うなど指導の工夫や改善が必要と指摘しています。もっとも、実際に学校現場では、おかわりジャンケンを英語で行っている学校はあるようです。

さいたま市では学校給食において何を食べさせるかということについては、非常に優れていると思いますが、どのように食べるかという点については改善すべきと感じております。今の給食の設定時間では、急いで食べ物を口に入れるばかりで、マナーやコミュニケーションを身に付けるための十分な時間はあるとは言い難いと思います。給食時間の設定は各学校にて決定しているとお伺いしておりますが、給食の時間を少しでも延ばすことも必要ではないかと考えていますので、今後の施策として検討できればと思います。

細田教育長

さいたま市の学校給食を活かした食育をさらに高めるために、貴重な御意見をいただきました。御意見の内容については、学校とのやり取りの中で速やかに改善していくべき点と感じましたので、具現化できるよう所管に指示いたします。

大谷委員

以前指摘させていただいた事項はしっかり改善されており、この議案について私としては了解させていただきました。

細田教育長

それでは、議案第53号につきましては、御指摘いただいた点について今後の施策に生かしていくということを含めた上で、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、全て原案のとおり可決されました。ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

傍聴の方に申し上げます。先ほど決まりましたとおり、ここからの審議につきましては、非公開となりますので、御退室ください。

細田教育長

それでは再開します。続きまして、報告第8号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育研究所長

報告第8号「全国学力・学習状況調査結果について」報告いたします。

なお、こちらの調査結果は、結果公表日の7月31日火曜日の17時までは非公開になります。

初めに「教科に関する調査」につきまして説明いたしますが、本年度の調査結果につきましては、各都道府県及び市町村の平均正答率が文部科学省より昨年度同様、整数で提供されました。そのため、お手元の資料におきましても整数で表記しております。

さいたま市は、小・中学校ともに教科に関する全ての調査において、全国の平均正答率を1.5～4.1ポイント上回っております。本市の結果は、これまでと同様、継続して全国や県、大都市、指定都市の結果を上回っておりますことから、学力については、おおむね良好な状況にあると考えられます。なお、理科につきましては、3年に1回の周期で実施されておりますので、平成24年度と平成27年度の平均正答率を示しております。

続きまして、「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査」につきまして説明いたします。

本年度の調査では、生活習慣や学習環境等に関する質問が小学校で62項目、中学校で59項目ございました。

資料には、市の教育施策と関連が深いなどの視点から、15項目の結果を示しております。水色の数字の部分は、全国と比べて肯定的な回答の割合が高くなっているものを、オレンジ色の部分は低くなっているものを示しております。生活習慣に関する質問項目である、「将来の夢や目標を持っている。」「自分には、よいところがあると思う。」などの質問項目で、小学校、中学校ともに全国と比べて肯定的な回答の割合が高くなっております。特に、「自分には、よいところがあると思う。」という質問項目では、肯定的な回答の割合が小学校は9割を超え、中学校も9割に迫っており、本市の児童生徒の自己肯定感の高まりがみられます。学習環境等に関する質問項目である「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある。」では、小学校、中学校ともに全国と比べて肯定的な回答の割合が特に高く、8ポイント以上上回っております。また、「算数・数学の授業の内容はよく分かる。」や、「理科の授業の内容はよく分かる。」など、授業に関する質問項目においては、小学校、中学校ともに過去の調査結果と比べて肯定的な回答の割合が高くなっています。多くの小中学校において、児童生徒

の理解を深めようと日々の授業改善に取り組んできた成果が表れているものと考えます。一方で「新聞を読んでいる。」や「今住んでいる地域の行事に参加している。」といった質問項目に対する回答結果については本市の課題であると捉えています。

以上で報告を終わりにいたします。

細田教育長

今年度は、例年に比べ1カ月程度早く結果が公表されました。これは、文部科学省において、夏休み期間に各自治体で結果の分析をし、施策に生かしていくために必要な期間を設けるという意図があるようです。

大谷委員

結果については良いものであったと思います。今後さらに伸ばしていくために、今回の結果を踏まえた各学校における学力向上のための具体的な取組に対し、しっかり進行管理と助言をしていく必要があると思います。

教育研究所長

委員御指摘のとおりと思います。各学校におきましては、4月時点で提出されている学力向上ポートフォリオについて、この結果に基づき見直し、8月末までに修正し教育委員会へ再提出することとなっております。

細田教育長

それでは、この件は終了といたします。

議案第56号 さいたま市社会教育委員の委嘱について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

細田教育長

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後3時40分